

## 第 13 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 10 日（水）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員 1 番 友岡 康幸      2 番 松岡 日出男    3 番 桐原 忠継      4 番 小出 満文  
 5 番 福本 博文      6 番 加藤 清孝      8 番 長崎 愛      9 番 榎 敏行  
 10 番 藤岡 恵雄      11 番 今村 建一      13 番 渡邊 和徳    14 番 渡邊 晃  
 15 番 豊田 るみ子    16 番 池田 春香      17 番 藤原 幸似      18 番 古庄 憲明  
 19 番 北野 暁之
- 欠席委員 7 番 小林 公子      12 番 古澤 弥生      19 番 北野 暁之
4. 議事日程 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について  
 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員 主幹 藤野 貴洋  
 主査 梅田 和宏

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野・長陽地区での現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻前ですが、第 13 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。農業委員総数 19 名、出席委員 16 名、欠席 3 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認くださいよう、よろしく願いいたします。なお、議案説明の際には、自席で起立のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言内容を録音しておりますが、音声为正しく認識できますように、マイクを通じて番号、氏名を申し添えたいうへで発言いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしく願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。久木野・長陽地区の皆様は雨の中現地確認お疲れ様でした。7 月になり、梅雨に入りましたが、雨らしい雨もまだ降っていませんが、今後どのようになるかわかりませんので、気を付けて生活してまいりたいと思います。また、7 月になり 35 度を超える温度で、8 月になれば 40 度になるのではないかと考えております。今後何事もないことを祈っております。</p>

議長	<p>ただいまから第 13 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 5 番の福本委員、8 番の長崎委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>朗読いたします前に今回から議案書の様式を国の様式に統一しております。基本的な表記は前回までと変わりませんが、少し表現が変わっている場所がございます。農地法については、今までとおりになっていますが、基盤強化法の中に中間管理事業による賃借、特例売買等が入っていましたが、今回から別の議案として切り出されておりますので、見た感じ議案が増えたように見えますが、実質の件数は今までと変わりませんので、ご了承ください。</p> <p>それでは朗読いたします。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 3 年となります。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号 5：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号 6：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>以上、ご審議いただきます。</p>
議長 5 番	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号番号 1 番から 2 番について、5 番の福本が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 1 について、説明します。譲渡人は高齢となり、農業が出来ないということで、農地の管理をしてくださる方を探しておられましたところ、譲受人と賃借権設定 3 年の契約が結ばれました。譲受人は [REDACTED] であり、農地の集積を進められており、今回も耕作されない土地を引き受けていただきます。 [REDACTED] 基盤法利用権設定ではなく、農地法での賃借権設定となりま</p>

	<p>す。</p> <p>続きまして、番号2について、説明します。こちらの件につきましても譲渡人が農業ができないということで、農地の譲り先を探されておりましたところ、譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれました。</p> <p>2点ともなんら問題ないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
2番	<p>議案第1号番号3番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で、農業は営まれておらず、村内で農地を管理していただける方を探しておりましたところ、村内で■■■■■営みながら農業を兼業されている譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれました。農地を管理する上でなんら問題は無いと思われまます。</p>
8番	<p>議案第1号番号4番について、8番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢となり、農業を営むことが難しくなったことから、農地管理が出来る方を探されておりました。</p> <p>申請地は山際に面し、有害鳥獣被害なども考えられ、今後遊休農地の可能性もあることから、譲受人が農地を管理され、耕作をされることは大変喜ばしいことと思われまます。以上総合的に判断し、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
15番	<p>議案第1号番号5番について、15番の豊田が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は農業をされておらず農地管理をできる方を探されていたところ、同じ地区で兼業農家として農業を営む譲受人と所有権移転売買の契約がまとまりました。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますのでご審議の程よろしくお願ひします。</p>
16番	<p>議案第1号番号6番について、16番の池田が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は村外に居住され、現在は、農業を営んでおらず、農地の管理を任されておられましたところ、地元で農業を営む譲受人と所有権移転売買ということで、契約が結ばれております。譲受人は同じ地区で長年大規模な農業を経営されており周辺の農地を集積化されるなど規模拡大中です。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p>



<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について  番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  [REDACTED] 転用目的は個人住宅  所有権移転の売買です。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  [REDACTED] 転用目的は個人住宅  使用貸借権設定50年です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>8番</p>	<p>議案第2号番号1番について、8番の長崎が説明します。  譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  この土地は平成8年7月に熊本市内に住む譲渡人に農地法5条の許可が出ておりましたが、平成28年熊本地震により、自宅が全壊し、自宅の再建を余儀なくされ、南阿蘇村での住宅建設の資金力が不足し、断念され、今回の事業計画変更となりました。今回の申請人は[REDACTED]から地方への移住を希望されており、両親や妹と縁のある熊本県内に移住を検討されておりましたところ、南阿蘇村が雄大な自然に囲まれ、様々な面で移住者に優しい地域であることをお知りになり、当該地を最適地として選定されました。移住後はこれまでの仕事のデータ、スキルを活かし、地域の方々と交流を大切にしながら地域に貢献していきたいと考えておられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>18番</p>	<p>議案第3号 番号2について、18番の古庄が説明します。  譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  譲渡人と譲受人は親子関係です。今回譲受人が個人住宅を建てたいということで、親子間での使用貸借権による転用申請がなされております。周辺地域は住居地区で農業生産性が上がる農地ではなく、事業計画・資金計画など関係書類も確認し問題ないと思われれます。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>

<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい朗読します。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について  番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  [REDACTED] 使用貸借権設定5  年です。  番号2番から9番は再設定の案件ですので、省略します。</p>
<p>議長</p> <p>5番</p>	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号 番号1番について 5番の 福本 が説明します。  譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  譲渡人と譲受人は親戚であり、譲受人が新規就農するにあたり、譲渡人の農地を使用貸借権設定5年で話がまとまりました。  譲受人は、認定新規就農者であり、今後の農地担い手としても期待され、農地管理をするうえで何ら問題はないと思われま。</p> <p>以上 ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p>

	<p>す。</p> <p>続きまして、議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告 所有者・機関間契約について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 番号1番について 事務局が説明します。</p> <p>こちらは、熊本県農業公社をとおした特例売買で、農業公社へ農地を売却するものです。</p> <p>譲渡人は高齢であり、農地管理が難しいことから、同じ地区で農業を営む譲受人へ農地を売却されます。場所は■■■地区 ■■■■■■■■にある農地です。</p>
議長	<p>朗読及び説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告 所有者・機関間契約について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号については原案どおり可決致します。</p> <p>続いて、議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告 機関受け手間契約について審議します。事務局による議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 番号1及び2号について 事務局が説明します。</p> <p>こちらも議案第5号と同様に熊本県農業公社をとおした特例売買で、農業公社から農地を購入します。</p> <p>番号1番は、譲受人は規模拡大に向けて、農地を探しており、既に耕作中の農地の隣接地である本農地を農業公社から購入されます。</p> <p>元々の農地所有者は高齢であり、纏めて管理が出来る方を探しており、話が纏まっています。</p> <p>場所は■■■地区 ■■■■■■■■にある農地です。</p> <p>番号2番は、譲受人は規模拡大に向けて、農地を探しており、複数の農地をまとめて農業公社から購入されます。</p> <p>元々の農地所有者は村外在住で、農地管理が出来ないことから農地を売却されています。</p> <p>場所は■■■地区 ■■■■■■■■にある複数の農地です。</p> <p>いずれの取組も個人間での代金受け渡しや土地の登記といった手続きを農業公</p>

	<p>社、村が代行することで、事務作業の負担が軽減されます。また、税制面での優遇措置もあります。</p> <p>議長 朗読及び説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告 期間・受け手間契約について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第6号については原案どおり可決致します。</p> <p>続いて、議案第7号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画書の公告について審議します。事務局による議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画書の公告について説明します。</p> <p>こちらは、農地中間管理事業（県農業公社）による農地の利用権設定です。</p> <p>番号1及び2は再設定ですので、詳細な説明は割愛します。出し手、受け手、面積、賃料はそれぞれ議案書記載のとおりです。今回の更新で賃料等の条件の変更はありません。</p> <p>これまでも問題なく、耕作をされており、何ら問題はないと思われます。以上、ご審議の程よろしくをお願いします。</p> <p>番号3及び4については、新規の利用権設定です。出し手、受け手、面積、賃料はそれぞれ議案書記載のとおりです。番号3、4ともに出し手は同一で、受け手が分かれています。それぞれ10年間の賃貸借契約が結ばれます。</p> <p>出し手は、農地の借り手を探しており、村農業公社の農地仲介事業を通じて、まとまった面積の農地を探していた受け手を紹介され、話が纏まりました。離れた位置にある農地は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>にて活用される予定となっております。</p> <p>他町村での借受け実績もあり、問題は無いと思われますのでご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議長 4番	<p>説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>3番と4番についてですが、事務局から補足がありませんでしたので、お話をさせていただきます。5月に私が質問をした案件になりますが、色々トラブルがありまして課長と藤野さんに現場を確認していただいています。7月2日に水路に水が流れているにも関わらず、切った草を流され、水路の水が溢れたということがありました。結局、最終的には地元の方が片付けをしています。課長が対応させますと言われたが、対応せず、車で来て4～5m歩いて帰ったということがありました。こ</p>

	<p>ういうことは今後も出てくるという風に考えられますので、賃借設定の期間をいきなり10年ではなく、1年で設定し、そこから経過を見て延長するといった方法を考えていただけたらと思います。地域の方にもご迷惑をかけておられ、確約書なりの何かしらの対応をしないと今後もこういうことで悩まされることが続いていくのが懸念されます。</p> <p>また、4番の件ですが、圃場については562m<sup>2</sup>ですが私の自宅の近くで今朝見てきた時点では、一度も草刈りをしてありません。こういう状況でこれが通るなら、何でもありかなと思います。7月7日の美化作業があった際に区長さんから私のほうにあそこは場所が狭いから作らないと聞いたと言われた。みらい公社が耕作されるとのことだが、あの現状(草が伸びっぱなし)でいいのなら何でもありとなる。この案件については慎重に審議していただきたい。</p>
議長	<p>ただいまの小出委員の発言に対して事務局からなにかありますか。</p>
事務局	<p>現地の様子は課長と確認にっており、草の切り方が悪いということを確認し、公社の事務局にこういったことが無いようにと指導を行った。今後もまだ2、3回は草刈りがあると思うが、再発が無いように繰り返し、厳しく公社へ指導は続けていく。</p> <p>農地中間管理事業は、農地の集積というのが制度上10年という括りとなるので、先ほど小出委員が言われた1年様子を見るというのは出来ない。農地法で1年間借りるならば可能ではある。この案件については、事業としてやっていくとのことで、10年間の賃借期間を設定しており、今からの審議で可決されない場合は、仕方ないと考える。事務局としては厳しく指導をし、今後の様子を見て、あまりにひどいようなら合意解約の方をすることはどうかと考えています。</p> <p>あと、草刈りが1~2回はあると思いますが、菊陽の業者があまりに対応が悪ければ、合意解約となると思う。村の公社については、当然あってはならないので、必ず、管理をしてもらうように事務局からは強く申していく。そういった方針でいかがでしょうか。</p>
議長	<p>事務局からの説明を受けて、審議をお願いします。</p>
4番	<p>今後も管理が悪いようならば解約することのことだが、先日の件は、たった30m程度のところで、水路を詰まらせており、かなり悪質だと思う。あの後始末を毎回地元がすることになるならたまったものではない。菊陽から30~40分かけて毎日来るわけでもなく、3週間に1回くらいのペースでしか来ない。農地にマルチが張ってあるが、風でめくれている。苦情を作っているようなものだ。</p>
2番	<p>もしここ(総会)で、否決した場合、作り手はあるのですか?今後それが一番大事になると思う。否決するのは簡単。</p>
事務局	<p>今回の総会で否決となった場合、契約が成立しないという形になりますので、農地の貸し借りは成立しないので、所有者さんで農地を管理していただく形になる。現状、農地の貸し借りが成立していない状況で受け手の方が農地の管理をされている状況になっており、その受け手の管理が悪いという話になっています。</p>

4 番	私も頭にきたので、県の農業公社に電話でクレームを入れたが、県の公社もしよせん他人事という感じ。ざっとしている。
3 番	譲渡人は私の友人であり、身体の方も悪くされているのは知っている。実際、 <span style="background-color: black; color: black;">■</span> 地区で農地を管理される方がいないのもわかる。一番いいのは、みらい公社が耕作放棄地の解消をうたっているので、(管理が出来ない等の)話があった時点ですぐ対応できるように村から指導をお願いしたい。この申請について、否決しても、結局は小作に出すしかないと思うので、村からしっかりと相手の代表者へ指導されればよいと私は思う。
4 番	可決にしても、否決にしても、議案書が上がっているので、先ほど言った条件を口頭ではなく、文書を取り交わす方が今後よいかと思う。
局長	小出委員と現場で立ち会ってすぐにみらい公社へすぐ対応するようにと伝え、対応が間に合わないのであればということで、うちの課員を5~6名派遣し、水路の水草を上げる作業を行いました。小出委員が言われたように書面でも借り手に徹底させたいと思っている。
議長	説明がありましたが、今回の件については、様子を見るということではよろしいでしょうか？
3 番	私は条件付きならいいと思う。私の一存で決められないので、審議をお願いしたい。4番の件については、あつてはならないことだと思う。
事務局	事務局も同感ではあるが、正確には契約がまだ成立しておらず、許可が出てから(8月1日以降から)取り組まれると思う。
3 番	それであれば、事前着工しているところがあるが、おかしくないか。たったの500m <sup>2</sup> 程度であれば、みらい公社は人がいるはずだから、受けることが決まった時点でやればいいんじゃないか。
事務局	今言われたとおり、8月1日が契約日となっていますので、事前着工をしていることがおかしい。しないことがおかしいのではなく、していることがおかしい。なので、この4番についても8月1日以降にみらい公社が草刈りをしないのであれば、そちらに責任が発生する。この3番についても事前着工するのはおかしいというのが本来の姿。
3 番	仮に契約が今年の12月であれば、そのままの状態ということか。
事務局	借り手が12月に契約をするのであれば、それまでの期間は所有者が管理する必要がある。
4 番	耕作放棄地対策として、個人でそばを15町(15ha)耕作する夫婦がいるのに、研

	<p>修生が8~9名いるみらい公社は8.3町しかやっていない。耕作放棄地解消に向けて、もっと前向きの姿勢を見せてもらいたい。みらい公社の苦情はよく聞くが、耕作放棄地を解消するという最低限の仕事はしてもらいたい。</p>
2番	<p>村の姿勢として、みらい公社は村の補助金ではなく、国の補助金をもらい、村の補助はあまり使っていないという説明を村長から受けたが、税金に変わりはない。そういうことで、みらい公社の人達にも生ぬるい考えがあるのではないか。やはり先陣を切って、今から後継者不足に耕作放棄地対策に率先していくべき。名前だけは立派で、周りからは苦情が出ている。それを真摯に受け止めて、収益性を追求する団体にならないといけない。</p>
議長	<p>それでは、議案第7号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画書の公告について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手多数)</p> <p>ありがとうございます。賛成多数と認め、議案第7号については原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、報告第1号農用地利用集積計画の利用権の終了について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>こちらは、基盤強化促進法による利用権の途中終了となります。</p> <p>今までのシステムでは、表示されておりませんでした。利用権の途中解約の場合、貸付け人、借受け人の合意により「解約同意書」が提出され、利用権の終了を行っておりました。今回から解約の届出があった場合は、総会にて報告をさせていただきます。</p> <p>初回ですので、内容について、少し説明を行います。今回の案件について、利用権の期間は、令和2年7月10日から令和7年7月9日までの5年間となっております。期間が1年間残っています。貸付け人、借受け人が合意のうえで、解約同意書が提出されました。解約事由は「高齢のため」となっています。</p> <p>こちらは提出がありましたら、事務局で書類を確認し、「利用権の解約」が成立したものとしますので、審議等は必要ありません。以上となります。</p>
議長	<p>事務局より報告が終わりましたが質疑等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>無いようですので、報告第1号農用地利用集積計画の利用権の終了について報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、8月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和6年8月9日 金曜日 午前10時より開催したいと思えます。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。いかがでしょうか？</p>

	<p>よろしいでしょうか？それでは、次回の総会は8月9日 金曜日 10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他、事務局から2件説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会お疲れ様でした。2件説明いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南阿蘇村農業政策について、農業委員会からの意見徴収について</li> </ul>
4番	<p>みらい公社について、村議会の中で真剣に考えてほしい。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県農地利用最適化推進大会の案内</li> </ul>
2番	<p>熊本県は農業県、工業県にするのかをはっきりと木村知事から答えてほしい。優良農地を守ろうとか聞き飽きた。ほんとに後継者を育てたいのか聞きたい。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理事業の貸し借りの際の同意書について</li> </ul>
6号	<p>条件等の検討を今月中にして、8月総会で報告してもらいたい。 今後こういった案件が増え、みんなが迷惑すると思う。</p>
事務局	<p>事務局としては、今の基盤法での賃借設定が終了する来年4月からの運用を考えている。まずは、農地の賃借について相談があったら、農業委員さんへ連絡を入れようと思う。これで農業委員さんが知らないというのは無くしていけると思う。みらい公社へ相談があった場合も同様の対応を取りたいと考えている。</p> <p>今後は、みらい公社としっかり連携を取り、やっていきたい。</p>
議長	<p>その他委員の皆さんから何かありますでしょうか？その他事務局から何かありますでしょうか？</p> <p>以上をもちまして第13回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 11時10分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年8月9日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

5番

---

議事録署名委員

8番

---